# 猪苗代町の創業支援事業

## 創業をお考えの方、まずはご相談を!

## ワンストップ相談窓口

〇場 所 猪苗代町商工観光課(役場2階)

〇開設時間 9時から17時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

〇対 象 猪苗代町での創業を考えている方

〇内 容 相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要と する支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう、各種補助金、 融資制度の案内、猪苗代町商工会、㈱まちづくり猪苗代、金融機関を紹介す るなど地域連携支援のネットワークを活用して的確な支援を実施します。

## 創業相談窓口

〇場 所 猪苗代町商工会、㈱まちづくり猪苗代 猪苗代町内の金融機関

> 東邦銀行猪苗代支店、福島銀行猪苗代支店、 大東銀行猪苗代支店、会津信用金庫猪苗代支店 会津商工信用組合、日本政策金融公庫会津若松支店

〇開設時間 各窓口の営業時間内

〇内 容 創業を実現するまで、様々な課題解決のための継続的なサポートを行います。 また、創業後も創業支援事業者と連携し、フォローアップを行います。

## 創業支援塾 ※認定特定創業支援事業証明書発行対象事業

〇場 所 猪苗代町商工会(猪苗代町字沼田3972番地1) 会津商工信用組合本店(会津若松市中央一丁目1番30号)

〇内 容 「販路開拓」「経営」「財務」「人材育成」等、創業の基本となる内容につい て講義を実施します。

※開催日時、内容についてはチラシにてお知らせします。

#### 新規創業者等支援奨励金

〇内 容 中心市街地の活性化を促進し、賑わいを創出するため、中心市街地の空き店舗を活用して出店する新規創業者の方に対し、店舗の改装費の一部を補助します。

補助率 : 1/2以内(上限100万円)

対象経費:室内間仕切り、給排水施設、トイレ等に係る諸経費

## 空き店舗家賃補助(福島県活力ある商店街支援事業)

〇内 容 中心市街地の空き店舗を活用して出店する事業者に対し、賃貸料の一部を 補助します。

対象事業		補助率		限度額	備考
新規創業者	1 年目	2 年目	3 年目	1, 200 万円	最長3年
	4/12	3/12	2/12	(月 100 千円)	
一 般	1 年目	2 年目	3 年目	900 万円	最長3年
	3/12	2/12	1/12	(月 75 千円)	

※町と福島県がそれぞれ補助します。

## 融資制度・補給金

〇猪苗代町創業者支援資金融資制度

•貸付限度:運転 500 万円、設備 1,000 万円

• 貸付利率: 2.8%以内

・期 間:運転 7年以内、設備 10年以内(運転・設備とも据置期間2年以内)

•返済方法:均等月賦

・保 証 人:法人・組合 連帯保証人1人以上、必要により担保

個人 必要により連帯保証人、担保

• 取扱機関:猪苗代町内の指定金融機関

東邦銀行猪苗代支店、福島銀行猪苗代支店 大東銀行猪苗代支店、会津信用金庫猪苗代支店

〇猪苗代町融資制度信用保証料補給金 (創業者支援資金融資制度)

・補給金額:支払った保証料の100%以内

・申請方法:借入先の町内指定金融機関を通して猪苗代町へ申請

〇猪苗代町融資制度利子補給金 (創業者支援資金融資制度)

・補給金額: 償還利子額の100%以内

・申請方法:借入先の町内指定金融機関を通して猪苗代町へ申請

#### お問合せ先

## 猪苗代町商工観光課

〒969-3123

猪苗代町字城南100番地

電話0242-62-2117(直通) FAX0242-62-5175

e-mail syoukan@town.inawashiro.fukushima.jp